

2016年12月25日  
日本テスト学会賞記念講演会・ワークショップ

わが国の公的試験における  
試験問題公開の判断基準  
—情報公開制度における事例—

若林 昌子・杉光一成  
一般財団法人 知的財産研究教育財団

※本発表の内容は著者らの個人的見解であって、  
一般財団法人 知的財産研究教育財団の公式な見解ではない

# はじめに

試験：社会の様々な場面において活用，重要な役割を担う



試験を適切に設計する必要がある

試験に関わるものが「社会的責任を果たすための指針」

「テスト・スタンダード」(日本テスト学会,2007)

「1.13 質問項目の内容開示の是非

質問項目(試験問題)の開示(公開)を公開することの是非は、開示によって測定の質を維持することが難しくなるなどの影響を考慮し、また、類似問題の代替可能性、非開示期間を設定する方式なども検討した上で慎重に判断すべきである。」

試験を設計する際の視点の1つとして、

「**試験問題公開**」に着目

# 試験問題公開について

- ・わが国における実施後に試験問題が公開される実務(池田, 1992)
- ・試験問題公開の実務は, わが国における試験制度の特徴の一つ(日本的試験文化) (石塚, 2003; 前川, 2003; 柴山, 2008)
- ・試験問題公開の実務の背景には, 国家試験に対する閣議決定(内閣府, 1999)による要請がある(荒井, 2005)
- ・閣議決定(内閣府, 1999) : 一部の国家試験に対し, 「資格取得の容易化」のため「試験問題の公表・持ち帰りの推進」
- ・勧告(総務省, 2011): すべての国家試験に対し, 「習得すべき知識・技能の目安」 「試験の透明性・客観性を確保」から, 「インターネット等により積極的に無償で公開すること」
- ・国家公務員採用試験においては, 試験問題を公開し, 初出の問題を作り続けることの実務面での限界 (菊地, 2005)
- ・必ずしもすべての国家試験において実施後に試験問題が公開されているわけではない (若林・杉光, 2013)
- ・「入試過去問題活用宣言」: 公表された大学の入試問題を, お互いの共有財産として活用しようという試み。背景には, 「大学は, 入試問題作成に相当の努力を払っている」ため「担当教員の本来の業務である教育と研究に支障が出ている」ことがある(佐々木, 2007)

# 問題の所在

## 試験問題公開:

- 特に公的試験において, 様々な状況, 考えがある
- その考えに至る背景や経緯も様々である

「テスト技術上の合理性を優先するのか, 試験を受ける側の知る権利を優先するのかの立場, ひいては価値観の違いであり, きわめて難しい問題」(柴山, 2008)

- ・試験制度において重要視するもの(試験に対する価値観)の違いによって様々な考えがあり, 試験問題公開の決定の過程における価値判断に差異を生じているのではないか?
- ・様々な考えに基づいて判断された複数の事例における価値判断を, 俯瞰して考察することにより, 試験に対する価値観の違いを考慮した観点が見出せるのではないか

# 目的

本研究の目的:

- ・様々な考えがある状況においても、試験問題公開を適切に判断するための基準(試験問題公開の判断基準)を得ること

- ・具体的には、わが国の公的試験の例として、情報公開制度の事例における試験問題公開の決定の検討経緯や判断した理由

⇒複数の事例について、俯瞰して考察する

⇒試験問題公開の判断基準になり得る観点を見出す

# 構成

## 1. 情報公開制度について

情報公開制度とは/調査対象/調査方法

## 2. 情報公開制度における

### 試験問題公開に関する事案

事案の調査結果/検討経緯及び判断した理由の詳細

## 3. 情報公開制度における試験問題公開の判断

判断に影響する主要な観点/

試験問題公開を判断する際の基準

# 1. 情報公開制度とは

目的: 情報の一層の公開を図り, もって  
政府の諸活動を国民に説明する責務を全う  
公正で民主的な行政の推進

- ・行政機関や独立行政法人等が保有する情報
- ・誰でもできる
- ・不開示情報を除いて, 原則として開示
- ・開示決定等は, 請求を受けた行政機関の長  
又は独立行政法人等が行う。
- ・不服があったときは, 不服申立てができる
- ・不服申立てがなされた事案については,  
第三者機関である「情報公開・個人情報保護  
審査会」に諮問
- ・「情報公開・個人情報保護審査会」における  
検討経緯等は, 答申として公開

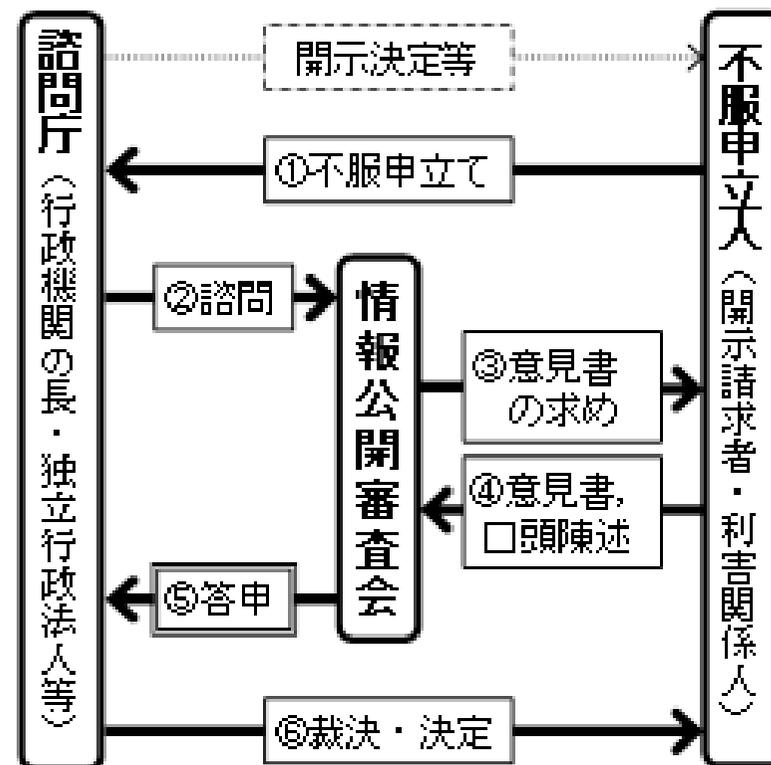


図1 開示決定等に対するし不服申立てした際の手続の流れ  
・[審査会及び内閣府の資料]を元に筆者作成

# 1. 調査方法

1) 総務省の「情報公開・個人情報保護関係 答申・判決データベース」

2) 情報公開制度における開示決定等に対して不服申立てがなされた事案のうち、試験問題に関する答申を抽出

情報公開・個人情報保護関係

答申・判決データベース

本データベースは、○行政機関情報公開法、○独立行政法人等情報公開法、○行政機関個人情報保護法、○独立行政法人等個人情報保護法に基づき行政機関の長又は独立行政法人等が行った開示決定等に対し、不服申立て又は取消訴訟等が提起された事案について、情報公開・個人情報保護審査会がした答申及び裁判所が言い渡した判決を収集・分析し、その結果を検索・閲覧に供するものです。

**答申検索**

情報公開・個人情報保護審査会の答申について、用語、諮問序、答申日、答申番号等により、検索することができます。

現在11183件収録

答申番号によるPDF版の閲覧は[こちらへ](#)

**判決検索**

情報公開法及び行政機関等個人情報保護法に係る判決について、用語、裁判所名、判決年月日等により、検索することができます。

現在311件収録

【総務省 情報公開・個人情報保護関係 答申・判決データベース】  
( <http://koukai-hogo-db.soumu.go.jp/> )

# 1. 調査対象

対象:「情報公開・個人情報保護審査会」答申

11183件 (2015年10月27日現在)

1)「答申種別」が情報公開法であるもの

2)「異議申立人の主張の要旨」・「諮問庁の説明の要旨」・「審査会の判断の理由」全てにおいて、用語に「問題」又は「試験」又は「検定」又は「資格」を含むもの

⇒803件

3)「事件名」から「人に対する試験」と判断できるもの

⇒183件

「**審査会の結論**」⇒開示又は不開示の最終的な判断

「**審査会の判断の理由**」のうち、特に「**開示(又は不開示)決定の妥当性**」⇒判断した理由

## 2. 事案の調査結果

答申において、

「本件対象文書」⇒試験問題と判断できたもの：15件

「審査会の結論」⇒開示又は不開示の最終的な判断

「不開示決定は妥当【不開示】」とした答申：13件、

「開示すべき【開示】」とした答申：2件

「審査会の判断の理由」のうち、特に「開示(又は不開示)決定の妥当性」⇒判断した理由

「不開示決定は妥当」とした答申

「正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するとしたもの：3件

「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に

該当するとしたもの：7件

諮問庁において試験問題は不存在又は保有していない：3件

「開示すべき」とした答申

「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に

該当しないとしたもの：2件

## 2. 検討経緯及び判断した理由の詳細

### 防衛省職員採用 I・II 種試験の試験問題： 不開示が妥当

- 試験問題を開示することによって出題傾向が類推される可能性は想定
  - 出題傾向の類推は回避すべきもの
  - 回避するためには人的負担が生じることも認識
  - しかし、人的負担の増加そのものはやむを得ないもの
  - 国や官庁が負担するのか民間業者が負担するのか、また民間業者が負担する場合であっても、当初から想定していたかいなかったかという点が判断の分かれ目となっている
- ⇒ 人的負担の増加の事業への影響を考慮

## 2. 検討経緯及び判断した理由の詳細

### キャリア・コンサルタント能力評価試験の試験 問題： 不開示が妥当

- ・対象の試験は能力評価試験
- ・試験問題を開示することの影響は、試験制度構築に関する事業への影響の点から検討
  - ⇒ 試験問題それ自体がノウハウであり、  
事業的な価値があるという点を考慮

## 2. 検討経緯及び判断した理由の詳細

### 労働基準監督官採用試験の面接試験の質問項目等：不開示が妥当

・試験問題を開示することが、試験の目的である人物評価に及ぼす影響について検討

⇒対象の試験問題は今後も使用される可能性がある、特に面接試験にあっては、試験問題から推定された内容から示唆される回答の方向性に合わせて、回答を調整することが容易になる点を考慮

## 2. 検討経緯及び判断した理由の詳細

### 国家公務員採用試験(再実施/中途採用者)の問題： 不開示が妥当

- ・公平性を確保するために複数の試験のレベルを合わせる目的で、同じ試験問題が繰り返し利用されている
  - ・同じ試験問題を繰り返し使用する場合、それ以降の試験の試験問題の事前漏洩にあたる。
  - ・事前漏洩にあたらないように開示した試験問題を利用しないようにすると、複数の試験のレベルが揃わない
- ⇒ 試験問題を開示することにより、正しい評価ができなくなり、公平性の確保が難しくなる点を考慮

## 2. 検討経緯及び判断した理由の詳細

### 高齢・障害・求職者雇用支援機構の筆記試験の問題：不開示が妥当

- ・内容やレベルの標準化，試験問題作成事務の効率化
  - ・同じ問題群の中から繰り返し出題されている
- ⇒試験問題を開示することにより問題を熟知してしまうと、受験者の学力等の正確な把握が困難になる点を考慮

## 2. 検討経緯及び判断した理由の詳細

### 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部 の試験： 不開示が妥当

- ・基本的な内容に関する試験である場合，年度によって出題内容が全く異なるものとはなり得ない

⇒試験問題を開示することによって，本来の学修を欠いた試験対策が可能になり，公平な評価ができなくなる点を考慮

⇒大学内で教員が実施する試験については，

試験問題は大学の諸活動について国民に説明する責務のために開示が義務づけられるものではないと認識

## 2. 検討経緯及び判断した理由の詳細

### 東京大学法科大学院における定期試験： 不開示が妥当

⇒大学内において実施される試験の試験問題については、  
そもそも大学の諸活動を国民に説明する責務が全うするために開示するものではなく、大学における教育の遂行に密接に影響するものである点を考慮

## 2. 検討経緯及び判断した理由の詳細

### 医師国家試験の問題用紙：開示すべき

- 最終的に、過去に出題され、開示されていたかどうかは、その試験問題が良質かどうかとは本来かかわりない
- 過去の試験問題を学習して知識を得ることは問題ない  
⇒ 過去の試験問題を通じて学習し試験に臨んだとしても、正しい評価ができないということはないと認識している点が、判断に大きく影響

## 2. 検討経緯及び判断した理由の詳細

### 司法書士資格認定試験の口述試験の問題集： 開示すべき

- ・試験問題を開示することにより，内容が推測可能となる
- ・解答が画一化する懸念は想定
- ・開示された試験問題から推測し得る程度，全体に占める割合が重要

⇒開示することによる試験問題作成の負担増を認めながらも，それはやむを得ないことであり，公的な試験に求められる透明性に対しては，試験問題を開示することをもって担保するほうが重要であると判断していることがわかる

### 3. 判断に影響する主要な観点

複数の事例を俯瞰⇒判断に影響する主要な観点

(1) 試験問題公開による透明性確保の必要度

過去の試験問題の公開を透明性確保の必要条件とするかどうか

(2) 試験問題の再利用度

将来の試験のために、過去の試験問題を再利用するかどうか

(3) 試験問題を活用した試験対策の許容度

過去の試験問題を活用した試験対策を許容するかどうか

(4) 試験問題開発の労力増加の受容度

新しい試験問題を開発するための労力増加を受容するかどうか

(5) 試験問題の情報管理度

過去の試験問題の情報を管理しているかどうか

# 3. 判断に影響する主要な観点(1)

## 「試験問題公開による透明性確保の必要度」

事例	⑤	⑩	⑫	⑦	⑧	⑨	⑪	⑬	⑭	⑮	③	④
答申名	(2007年度)平成19年度(行情)答申第228号 ないし第231号	(2010年度)平成22年度(行情)答申第184号	(2012年度)平成24年度(行情)答申第372号	(2009年度)平成21年度(行情)答申第651号	(2009年度)平成21年度(行情)答申第652号	(2009年度)平成21年度(行情)答申第653号	(2012年度)平成24年度(行情)答申第285号	(2012年度)平成24年度(独情)答申第38号	(2013年度)平成25年度(独情)答申第41号	(2015年度)平成27年度(独情)答申第13号	(2005年度)平成17年度(行情)答申第129号, 第130号及び第133号	(2005年度)平成17年度(行情)答申第158号
対象の試験	防衛庁職員採用I種試験及び同II種試験	防衛省職員採用I種試験	キャリア・コンサルタント能力評価試験	労働基準監督官採用試験(面接試験)	労働基準監督官採用試験	労働基準監督官採用試験	国家公務員採用III種試験	ポリテクセンターにおいて行われた筆記試験	東京大学大学院総合文化研究科・教養学部の試験	東京大学法科大学院における定期試験	医師国家試験	千葉地方法務局における司法書士資格認定試験
(1)透明性の確保の必要度	<ul style="list-style-type: none"> <li>採用試験制度の透明性の向上を図る</li> <li>本来、試験実施後には公開されることが望ましい</li> </ul>								<ul style="list-style-type: none"> <li>試験問題は、法人の諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするために公開することが義務づけられるようなものではない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人の諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするために公開することが義務づけられるようなものではない</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>相当な透明性が求められている</li> </ul>

勧告と類似の表現をしていることから、勧告の影響が大きい  
 勧告の対象は国家試験であるが、他の公的試験にも影響

# 3. 判断に影響する主要な観点(2)

## 「試験問題の再利用度」

事例	⑤	⑩	⑫	⑦	⑧	⑨	⑪	⑬	⑭	⑮	③	④
答申名	(2007年度)平成19年度(行情)答申第228号ないし第231号	(2010年度)平成22年度(行情)答申第184号	(2012年度)平成24年度(行情)答申第372号	(2009年度)平成21年度(行情)答申第651号	(2009年度)平成21年度(行情)答申第652号	(2009年度)平成21年度(行情)答申第653号	(2012年度)平成24年度(行情)答申第285号	(2012年度)平成24年度(独情)答申第38号	(2013年度)平成25年度(独情)答申第41号	(2015年度)平成27年度(独情)答申第13号	(2005年度)平成17年度(行情)答申第129号、第130号及び第133号	(2005年度)平成17年度(行情)答申第158号
対象の試験	防衛庁職員採用I種試験及び同II種試験	防衛省職員採用I種試験	キャリア・コンサルタント能力評価試験	労働基準監督官採用試験(面接試験)	労働基準監督官採用試験	労働基準監督官採用試験	国家公務員採用Ⅲ種試験	ポリテクセンターにおいて行われた筆記試験	東京大学大学院総合文化研究科・教養学部の試験	東京大学大学院における定期試験	医師国家試験	千葉地方法務局における司法書士資格認定試験
(2)再利用度				・質問事項が、具体的かつ詳細に記載されている			・公平性を確保するためには、過去に利用され難易度(正答率)が判明しているものの中から、本試験の結果(レベル)に合わせたものを選定 ・ストックを繰り返し利用している	・内容・レベルの標準化を図るとともに、問題作成に係る事務を効率化するため、問題を組み合わせ作成している ・同じ問題が出題されている	・基礎的な科目においては、年度によって授業で扱うべき基本内容が変わることはなく、試験問題の内容、傾向も全く異なるものとはなり得ない。		・ある問題が過去に出題され、公にされていたかどうかは、その問題が良質かどうかとは本来かわりない	・すべてがそのままの形で用いられるものではない

試験問題を再利用は、試験設計に密接に関係する

# 3. 判断に影響する主要な観点(3)

## 「試験問題を活用した試験対策の許容度」

事例	⑤	⑩	⑫	⑦	⑧	⑨	⑪	⑬	⑭	⑮	③	④
答申名	(2007年度)平成19年度(行情)答申第228号ないし第231号	(2010年度)平成22年度(行情)答申第184号	(2012年度)平成24年度(行情)答申第372号	(2009年度)平成21年度(行情)答申第651号	(2009年度)平成21年度(行情)答申第652号	(2009年度)平成21年度(行情)答申第653号	(2012年度)平成24年度(行情)答申第285号	(2012年度)平成24年度(独情)答申第38号	(2013年度)平成25年度(独情)答申第41号	(2015年度)平成27年度(独情)答申第13号	(2005年度)平成17年度(行情)答申第129号、第130号及び第133号	(2005年度)平成17年度(行情)答申第158号
対象の試験	防衛庁職員採用I種試験及び同II種試験	防衛省職員採用I種試験	キャリア・コンサルタント能力評価試験	労働基準監督官採用試験(面接試験)	労働基準監督官採用試験	労働基準監督官採用試験	国家公務員採用III種試験	ポリテクセンターにおいて行われた筆記試験	東京大学大学院総合文化研究科・教養学部の試験	東京大学法科大学院における定期試験	医師国家試験	千葉地方公務局における司法書士資格認定試験
(3)試験対策の許容度	・公にされることにより、出題傾向が類推される			・開示すると、質問の内容をあらかじめ推定され、(中略)回答の方向性が示唆される			・公にされた問題内容の分析や(中略)出題予想により、これに特化した機械的な訓練や指導が行われる	・開示することにより、当該問題を熟知することとなる	・試験問題の公開により過去の試験問題を入力した者はそれに依存して単位取得が可能であり、本来の学修を欠いたまま試験対策のみを行うことがある	・勉学のために利用する場合に限って定期試験の過去問題の閲覧を可能	・公にすることにより、同一又は類似の試験問題は、正解率が向上することについて、説明が十分とは言えない ・過去の良質な試験問題を通して、必要な知識を習得し、同一又は類似の試験問題に対して正解を答えることができるようになることの問題があるとは言えない	・公にされた場合、単なる傾向にとどまらず内容についても相当程度に推測されることには避けられない ・(本問題では)推測可能性は部分的なもの

試験問題を再利用する場合に実施後に試験問題を公開する：試験の品質を著しく低下させ、試験の目的とは異なる準備行動を促進する懸念。⇔試験問題を用いた学習を許容している事例

# 3. 判断に影響する主要な観点(4)

## 「試験問題開発の労力増加の受容度」

事例	⑤	⑩	⑫	⑦	⑧	⑨	⑪	⑬	⑭	⑮	③	④
答申名	(2007年度)平成19年度(行情)答申第228号ないし第231号	(2010年度)平成22年度(行情)答申第184号	(2012年度)平成24年度(行情)答申第372号	(2009年度)平成21年度(行情)答申第651号	(2009年度)平成21年度(行情)答申第652号	(2009年度)平成21年度(行情)答申第653号	(2012年度)平成24年度(行情)答申第285号	(2012年度)平成24年度(独情)答申第38号	(2013年度)平成25年度(独情)答申第41号	(2015年度)平成27年度(独情)答申第13号	(2005年度)平成17年度(行情)答申第129号、第130号及び第133号	(2005年度)平成17年度(行情)答申第158号
対象の試験	防衛庁職員採用I種試験及び同II種試験	防衛省職員採用I種試験	キャリア・コンサルタント能力評価試験	労働基準監督官採用試験(面接試験)	労働基準監督官採用試験	労働基準監督官採用試験	国家公務員採用III種試験	ポリテクセンターにおいて行われた筆記試験	東京大学大学院総合文化研究科・教養学部試験	東京大学法科大学院における定期試験	医師国家試験	千葉地方司法書士資格認定試験
(4)労力増加の受容度	・(回避するために)当該業者に人的負担が生じる		・同等の能力評価試験の構築を容易にする ・試験問題や試験の実施計画の作成に当たっては、多大な費用と時間を要する					・内容・レベルの標準化を図るとともに、問題作成に係る事務を効率化するため、問題を組み合わせて作成している			・試験委員の心理的負担は、その職責から受忍すべき	・作成等の負担が増えるとしても、当然の負担として甘受すべきもの

試験を実施運営する側の当然の負担⇔試験問題開発の労力の増加は事業に影響を及ぼすため、看過できない

# 3. 判断に影響する主要な観点(5)

## 「試験問題の情報管理度」

事例	⑤	⑩	⑫	⑦	⑧	⑨	⑪	⑬	⑭	⑮	③	④
答申名	(2007年度)平成19年度(行情)答申第228号ないし第231号	(2010年度)平成22年度(行情)答申第184号	(2012年度)平成24年度(行情)答申第372号	(2009年度)平成21年度(行情)答申第651号	(2009年度)平成21年度(行情)答申第652号	(2009年度)平成21年度(行情)答申第653号	(2012年度)平成24年度(行情)答申第285号	(2012年度)平成24年度(独情)答申第38号	(2013年度)平成25年度(独情)答申第41号	(2015年度)平成27年度(独情)答申第13号	(2005年度)平成17年度(行情)答申第129号、第130号及び第133号	(2005年度)平成17年度(行情)答申第158号
対象の試験	防衛庁職員採用I種試験及び同II種試験	防衛省職員採用I種試験	キャリア・コンサルタント能力評価試験	労働基準監督官採用試験(面接試験)	労働基準監督官採用試験	労働基準監督官採用試験	国家公務員採用III種試験	ポリテクセンターにおいて行われた筆記試験	東京大学大学院総合文化研究科・教養学部の試験	東京大学法科大学院における定期試験	医師国家試験	千葉地方法務局における司法書士資格認定試験
(5)情報管理度	・一切公表しないことを条件		・試験問題は能力評価試験に係るノウハウに該当する情報 ・試験問題は回収されている ・慣行として公にされている情報とは言えない				・プール化 ・持ち帰りを認めず不開示				・相当程度復元されて、事実上明らかにされている	

試験問題：能力を評価測定するための技術情報であると考えれば、ノウハウ(営業秘密)

習得すべき知識であり、学習するための資料と考えるならば、秘密にはできない

⇒試験問題で何を問うのかという点に大きく影響される

### 3. 試験問題公開の判断基準

- ⇒ 受験者ではなく試験問題の開発者又は試験の実施者の立場だけに  
関わる観点のように思えるが、判断を誤れば**受験者のみならず試験  
の利用者や管理者の立場**における不利益にもつながる可能性があ  
る**観点** ((2)「試験問題の再利用度」(3)「試験問題を活用した試験対策の許容度」(4)「試験問題開発  
の労力増加の受容度」(5)「試験問題の情報管理度」)
- ⇒ 試験問題の**開発者や試験の実施者の立場のみならず、受験者や受  
験予定者の負担にも影響し得る観点** ((4)「試験問題開発の労力増加の受容度」)
- ⇒ 「**テスト・スタンダード**」と**国の要請**とでは異なる**考え方をしている観  
点** ((1)「試験問題公開による透明性確保の必要度」(3)「試験問題を活用した試験対策の許容度」(4)「試  
験問題開発の労力増加の受容度」)
- ⇒ **国の要請では言及されていなかったが「テスト・スタンダード」では重  
要とされている観点** ((2)「試験問題の再利用度」)

試験に関わる立場や試験に対する価値観の違いを考慮  
**試験問題公開の判断基準**になり得る

# まとめ

- ・本研究では、  
特に公的試験における試験問題公開  
情報公開制度における開示決定等に対して不服申  
立てがなされた事案のうち、試験問題を対象とした複数の事例  
検討経緯や判断した理由について具体的に調査し、俯瞰して考察
- ・その結果、情報公開制度においては、次の5つの観点を見出した
  - (1) 試験問題公開による透明性確保の必要度
  - (2) 試験問題の再利用度
  - (3) 試験問題を活用した試験対策の許容度
  - (4) 試験問題開発の労力増加の受容度
  - (5) 試験問題の情報管理度
- ・これらの観点には、試験に関わる立場や試験に対する価値観の違い  
によって判断が異なるものが含まれていたことから、試験問題公開の  
判断基準の1例になると考えられる

# 参考文献

- Arai, Sayaka and Mayekawa, Shin-ichi (2005). The Characteristics of Large-scale Examinations Administered by Public Institutions in Japan. - From the Viewpoint of Standardization - Japanese Journal for Research on Testing, 1(1) 81-92.
- 池田央 (1992). 『テストの科学 試験にかかわるすべての人に』 日本文化科学社.
- 石塚智一 (2003). 我が国における伝統的試験と標準化された試験 日本行動計量学会大会発表論文抄録集, 31, 286-289.
- 菊地敦子 (2005). 公務員採用試験とテストスタンダード 日本テスト学会第3回大会発表論文抄録集, 49-50.
- 前川眞一 (2003). テストの標準化について 日本行動計量学会大会発表論文抄録集, 31, 290-293.
- 村上隆 (2003). 何が日本の入試得点の標準化を阻んでいるのか 日本行動計量学会大会発表論文抄録集 31, 298-301.
- 内閣府 (1999). 規制緩和推進3か年計画(改定)(平成11年3月30日閣議決定)  
( [http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/cologne99/k\\_kanwa.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/cologne99/k_kanwa.html) ) (最終参照日:2016.10.30)
- 内閣府 (2003). 規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日 閣議決定)  
( <http://www8.cao.go.jp/kisei/siryu/030328/index.html> ) (最終参照日:2016. 10.30)
- 日本教育工学会(編) (2000). 『教育工学事典』 実教出版.
- 日本テスト学会(編) (2007). 『テスト・スタンダード 日本のテストの将来に向けて』 金子書房.
- 佐々木嘉三(2007). 『入試過去問題活用宣言』について 日本テスト学会第8回研究会「公開シンポジウム」  
( [http://www.jartest.jp/pdf/jirei8\\_1.pdf](http://www.jartest.jp/pdf/jirei8_1.pdf) ) (最終参照日:2016.10.30)
- 総務省 (2011a) 検査検定, 資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査結果に基づく勧告 平成23年10月  
( [http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000131810.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000131810.pdf) ) (最終参照日:2016.10.30)
- 柴山直 (2008). 日本のテスト文化について 人事試験研究, (208), 2-13.
- 辰野千壽・石田恒好・北尾倫彦(監修) (2006). 『教育評価事典』 図書文化社.
- 若林昌子・杉光一成 (2013). わが国の国家試験における試験問題公開の現状と傾向 日本テスト学会誌, 9(1), 165-183.